

議 長	事務局長	事務局次長	総務係長	係 員

委 員 会 記 録 簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第 30 回 議会運営委員会			
開会日時	令和 4 年 1 月 25 日 午前 9 時 00 分 開会			
	令和 4 年 1 月 25 日 午後 0 時 56 分 閉会			
場 所	第 1 委員会室			
出席者数	委員定数 6 名中 出席者 6 名			
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	—	
	山根 温子	大下 正幸	山本 優	
	金行 哲昭	—	—	
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	—	
欠席委員	—	—	—	
説明のため 出席した者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	総務部長	行森 俊荘	総務課長	内藤 道也
	総務課行政係長	下瀬 秋穂	—	—
	—	—	—	—
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	國岡 浩祐
	総務係長	藤井 伸樹	—	—
付議事件	1、議 題 (1) 令和 4 年第 1 回定例会の運営について ①提出案件について ②会期及び日程について (2) 委員会の YouTube 配信について (3) 会議録の全文筆記及び公開について (4) ハラスメント研修受講報告書について (5) 議会における ICT の推進について (6) 令和 4 年度予算編成にかかる議会費の予算要求について 2、その他 ①委員外議員への資料配布について ②総務文教常任委員会における委員長の虚偽発言について			

3、経過

【開会 9:00】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより議会運営委員会を開会する。

本日の議題は、お手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和4年第1回安芸高田市議会定例会の運営について

①提出案件について

②会期及び日程について

○熊高委員長

令和4年第1回安芸高田市議会定例会の運営についてを議題とする。執行部の説明を求める。

○行森総務部長

令和4年第1回定例会に提出を予定している議案は、専決処分した事件の承認条例及び一般議案計8件である。

今後の追加議案等を含め詳細については、総務課長が説明する。

○内藤総務課長

(議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

会期及び日程について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(会期及び日程について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認め、令和4年第1回定例会の日程は、2月24日開会、3月17日閉会とし、会期を22日間とすることに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、会期は20日間とする。

次回の議会運営委員会は、2月14日を予定し、一般質問の締め切りは2月18日正午とする。

また、3月定例会のため、2月21日の全員協議会終了後に一般質問について議会運営委員会を開催する。

執行部からそのほかはないか。

○行森総務部長

情報提供する。先週1月21日、八千代町の廃タイヤの処分工場で火災が発生し現在まだ鎮圧に至っていない。

金曜日から土曜日、日曜日にかけて、地元消防団を含め消防署が消火活動に当たっている。

昨日から広島市消防局の支援隊が入り、鎮火まで支援いただくことで現在消火活動にあたっている。ご承知いただきたい。

現状はまだ鎮圧に至っていない。消防長と話をしたが鎮火に至るまでは今週ぐらいはかかるのではと想定している。

○熊高委員長

このことについて、質疑はないか。

暫時休憩する。

休憩 9:13

(委員より火災以外の質疑あり。)

再開 9:15

○熊高委員長

再開する。

休憩中にコロナに関する質問があった。

執行部からそのほかにないか。

(なし)

暫時休憩する。

休憩 9:15

(執行部退席)

再開 9:16

(2)委員会のYouTube配信について

○熊高委員長

再開する。

委員会のYouTube配信についてを議題とする。

昨年11月の議会運営委員会で、議会が一体となって取り組む方向で進めることを決定し、全員協議会で報告をした。

本日は、これまでの決定事項を再度確認し、配信における課題点や対応について検討し運用に向けて協議いただきたい。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長

(資料:「委員会のYouTube配信について」説明)

○熊高委員長

意見はないか。

課題の種別ごとに確認をする。

1番について意見はないか。

(なし)

2番について意見はないか。

○山本優委員

1. 議事進行の対応案について、休憩の場合の中継はしないが暫時休憩の場合には中継を行うとある。暫時休憩のとき、本音の発言は結構出ると思う。それを中継するのがいいのかどうかである。

○熊高委員長

事務局の考え方について説明を求める。

○國岡事務局次長

ここが最も確認して頂きたい部分である。本会議は、休憩中は休憩表示を行っている。暫時休憩の時も休憩表示をしているが、すぐ再開する時は音声は一切カットして行っている。

本会議の場合は、進行について再開、休憩、再開、休憩という事が少ないが、委員会の場合は多いので、この取り扱いについて、本会議と同様とするのか、それとも本会議以上に視聴者が、ライブで見る時に議事進行が全く分かりにくいので、あえて暫時休憩の場合は、いつ再開するか分かりづらいので、その

まま放送するかどうかを確認いただきたいものである。

○大下委員

暫時休憩中であっても休憩を閉じて始まる時には、この議事の内容は説明をしていると思うが。ライブ配信でもそこは見れるのではないか。

○國岡事務局次長

本会議において、資料中の課題に記述した通り、再開した後が全く見えないので休憩中も映すべきとの意見をかなりいただいている。要は再開時、これまで以上に休憩中に起こった出来事を詳しく議事進行者が、まとめたこと等をしっかり発言していかなければ、視聴者の苦情は増えるということで記述している。

○熊高委員長

他に意見はないか。

○山本優委員

本会議の場合の暫時休憩は、少し打ち合わせのような暫時休憩が多いが、委員会の場合は、暫時休憩の間にいろんな打ち合わせをする。そこで本音がいっぱい出るので委員会の場合の暫時休憩については映像公開しない方がよいのでは。休憩して本音で話し合うところなので、委員会の場合はしないほうがいいと思う。

○大下委員

暫時休憩の間に所管事務調査の話し合いもするが、これを全部いちいち言うということになれば、莫大な件数になってくる。それを全部言うのかというのものもあるし、視聴者にそこまで見せないといけないのかと思う。

○山根委員

少し難しい問題である。特に本市議会は陳情要望などの場合、暫時休憩で対外的なことを協議することなどあった。そういうところをどうするか、暫時休憩の扱いを考えている。

資料の配信状況の1のところ、もう配信されているところがある。東広島は議会運営委員会までやっているが、どのように暫時休憩を処理されているのか。

○熊高委員長

他市の状況について分かれば聞かせてほしい。

○國岡事務局次長

他市の状況は調べてない。

問題提起をしたのは、他市は議会の傍聴を控えて、インターネットで自宅なりどこかで視聴してくださいと。あえてコロナ禍なので、議場での傍聴は控えてくださいと率先して案内していたり。現状においては、寄せられてる視聴者からの声をまず議員の皆様にご覧いただき、それで判断いただきたいという趣旨で問題提起している。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○金行委員

暫時休憩する時に、なぜ休憩してやるのかは委員長にしても、スムーズに物事進めようと思って、暫時休憩しているのだし、そのとき逆に聞きたいという視聴者はいるかもしれない。

議員はそれ以上の事を話して会議を進めていこうと思ひ、全て出して悪い印象を与える意味があつてはいけなひし。しかし視聴者とすれば全て報道すればいいと言うのだから、難しい感じもするが。

暫時休憩の部分は放送しない方がスムーズにいくと思ひ思う。視聴者の人は聞きたいと思ひ思うが、うまく会議を進めようということで休憩して、議会の進行の都合があり出せない部分もあるのではないかと思ひ思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山本優委員

皆さんが言つてるように、全部放送したら暫時休憩してやることの意味が無くなつてくる。そこで忌憚りの無い意見を言つたりしていたのが、休憩無しとなつたら、細かい所まで発言が出来にくくなると思ひ思う。そのために、暫時休憩をとり発言をしてもらつている。全部放送するのであれば休憩無しでも、暫時休憩という制度無しでいけばいいと思ひ思う。

本会議はあつてもいいと思ひ思うが、委員会の場合は特にそういう発言が多いと思ひ思うので、暫時休憩中は金行委員も言われるように放映はしないほうがいいと思ひ思う。

○児玉副委員長

課題のところの本会議中継においてと書いてあるので、本会議休憩中に苦情が出たものと思ひ思うがどれぐらひの苦情が出ているのか。YouTube 視聴した人がどれぐらひいて、その中でどれぐらひのウェイトがあるのか、分かれば教えてほしい。

○熊高委員長

事務局分かるか。

○國岡事務局次長

件数の積み上げはしてないが、市内の方で、特定の方から4、5名程度である、ちよくちよくと会議ごとに要望なり苦情なりをいただいている。

○児玉副委員長

委員会を控室で見ていると、暫時休憩で画面が切れると確かに中身が分からないから委員会室に見にいきたくなる。

そういう意味で傍聴される方がそう取られるのは確かにあると思ひ思うが、4、5名の方つていうことであれば、委員会での暫時休憩の時間の中身が本音の部分でということなら、最後に委員長が休憩中の議論をまとめて報告し進めてもいいと思ひ思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○國岡事務局次長

ライブ配信のアクセス件数について答えていなかったのでお答えする。

トータルで一番多かつたときの数について令和3年の第1回定例会が最も1度にたくさんの方が視聴されている。また、一般質問の初日が135名、2日目が95名、3日目が53名である。

現在は、概ね大体30件から50件の方が最大で視聴されている。延べ件数でいくと更に数が増えるので、瞬間で見る最大数

ということで報告させていただく。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○児玉副委員長

最終的に委員会で議決をする前に休憩をとって相談するが、こういったところが、執行部に手の内が見られるというのを非常に危惧しているところが以前からあった。例えば全員協でも、執行部がないときに話をした内容が、丸々執行部に筒抜けになってしまうので、そういうところの危惧もちょっと考えないといけないと個人的には思っている。

○熊高委員長

いろんな視点があるということを確認した。昔の状況ならこれは休憩中に議論していた状況だが、今もあえて休憩はとらずにやっている。いろいろな考え方の中ではあるが、議会基本条例も踏まえて考えるとそれぞれの議員の発言の責任性を持ってやるということで、傍聴者には視聴者、市民の皆さんはそれぞれの議員が何を考えているかということを知りたいというようなこともあるし、議会基本条例にもそういったことが示してある。

そういった観点からいうと、いわゆる本音の部分について市民の皆さんは聞きたいということだと思う。

そういった意味では、できるだけ本音が出る休憩中の部分を委員会の中でやるということが必要じゃないかと。休憩中のまとめというのは委員長がするが、それが長々といろんな意見が出るとなかなかまとめるということは難しい。

あと議題で出てくるが、これから議事録も全てやっていくということも考えると、全てがそれぞれの発言が残るという形にしないと、あのと時の発言はどうだったとか後々出てくる場合もある。

そういった流れになってきている気がするので、休憩中にいろいろ議論したことは、委員長のまとめの報告という形に全部なればよいが、そうすると委員長の負担というのは非常に大きくなるし、それこそ休憩の休憩を取ってまとめないといけないことになる可能性があるので、できればそういった方向に今後の取り組みは必要なのでは。そういった視点でまとめていただきたい。

特にこの中継ということになると、本当にそのまま生が出るので発言の萎縮に繋がる可能性もないことはない。それも含めてそれぞれの議員の発言責任だということになろうと。だからこの議会運営委員会はそういったまとめるということが非常に大事だということで、議会運営委員会は東広島市は中継しているが本市の場合は議会運営委員会は、そういった中継をしないという確認も以前したと思う。そういった視点で、一気ににはな

かなか難しいと思うが、ある程度の休憩等の無い委員会運営をするという形の中で、中継をするという方向でまとめていかざるを得ないのではという気がするが、そういった観点をもう少し議論をしていただきたい。

○大下委員

暫時休憩をしないようにしようと思えば、委員長が粛々と進めるしかないと思うが、委員も暫時休憩ということを行わないようにしないといけなと思う。まずそういうふうにしていけば別に問題ないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山根委員

先程、委員長が休憩と言われたが、休憩は休憩である。今は暫時休憩のことが一番問題になっているのではないか。

YouTube 配信をするのであれば、委員長の手腕にかかってくるが、暫時休憩の中である程度意見がまとまって出てくる場合は整理もしやすいときもある。しかしたくさんの意見が出ると整理しにくくなってしまおうというのは、委員長の言われる通りである。

その中で配信にそれが出れば、ある程度視聴者にも近いと、見える化ができてよいと思うが、それを今回 YouTube 配信にパッと上げてしまうのか、段階的に問題・課題を解決する方向で他市町の状況も見ながらやっていくのも一つの手法かと思う。そんな中で暫時休憩については音声カットから入るか、場所も議場が変わっているの段階的な方法をとることもあるのかという思いである。

それと、副委員長が言われた執行部との。あれも本当に少し気を使わなければいけないことかと。大きいことだとは思いますが、そこもどうするか取組み方を考えていかなければならないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○児玉副委員長

おそらく、こういう議論というのは多分日本独特じゃないか。我々は本音と建前を使い分けているので、本来は本音の部分で議論するのがスタンダードだと思うが、建前というのは、争いごとを減らすために使い分けているのだと思う。いわゆる本音の部分で議論したら、SNS が発達してくると、そういうのがものすごく飛び交ってくるのではないかと思う。そうなるとう無用の議論がまた裏の見えないところでいっぱい始まったりする。そこをちょっと心配している部分ある。

いずれにしても、暫時休憩でわかりにくいというのは確かに傍聴していたら皆さん感じられる部分とは思うので、先ほど山根委員長言われたように、少しずつ試しながらやってみる。もしやるのであればそういう方向かなと思う。暫時休憩を取らな

いという形でも。

○金行委員

暫時休憩というのは、説明員の交代ぐらいで、大下委員が言われたように、あとは委員長の裁量で休憩取らずに、難しいと思うがやっていかないといけないと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○山本優委員

暫時休憩中にすべて報道するんだったら、金行議員が言うように暫時休憩の説明員交代の時の暫時休憩は当然しなきゃいけないけども、議論するための暫時休憩は、今後極力しないように、委員会の運営上の注意点としてやっていくのがいいのではないかと思う。すべて委員長の手腕にかかるような形で持っていくと。

○大下委員

暫時休憩というのは、委員長としてはしたくてしているわけではない。

執行部も絡んでの暫時休憩もあるわけで、基本的には暫時休憩中の中も全部放映は、するべきではないと思う。

委員長が暫時休憩したくてしているわけではない。委員ましてや執行部、そこらの問題があつて行き詰まったところで暫時休憩をとって話をしている。それでまとめるわけである。そこらまで配信するのがいいのかどうかということである。

○熊高委員長

執行部が退席するための暫時休憩、これはほとんど問題ないと思う。

問題は、一つの議題に対して議論を皆の意見を言いやすくするというための暫時休憩がこれまでのあり方だったので、意見の言いやすい形を作るという一つの効果はあったが、それぞれの議員の発言内容が視聴者には見えにくい。そういったところを、もう少しわかりやすくということもあるだろうし、議論の中身が、今まで特に、「休憩を閉じて会議を再開します。先程のことは云々です。」といったように、休憩中にどんな議論をされてこういう結論に至ったというのが伝わりにくいことがこれまで課題として挙げられていた。その辺をうまく説明していくことができれば、視聴者の苦情は少なくなると思う。先程、山根委員からもあったように段階的にということもどのようにしていくのか。それぞれの委員長もそういうのに慣れていかないといけないだろうし、そこも整理をしながら段階的にやっていく方向を示していけばまた課題を解決しながらやっていくという。対執行部ということもあるが、対執行部いわゆる市民も含めての聞く人に対するどんなふうにするかということであるから、対執行部の考え方もそれぞれあると思う。むしろ執行部に聞かせたい人も聞かせたくない人もいるだろうし、それぞれになると思うが、そこらも含めて今出た意見を少し整理しなが

ら、段階的という方向は基本的には今の時点では必要と思うのでそういったまとめ方をさせて頂きたい。

10分間の休憩をしたいと思います。

(休憩の前に発言を求める声あり。)

○大下委員

まとめようとされているのはよく分かるが、これは委員会の中で休憩を取らずにやっていく方向、副委員長が言ったようにやっていく中で様子を見て進める方がいいのではないか。

今、どうしろこうしろ言っても、委員もいるし執行部もいるので結論をここで出すのは難しいのではないか。

よって、委員会の中でできるだけ暫時休憩を取らずにやっていくという方向をとっていくしかない。委員もそこらを理解してもらい、余分な質問をしないようにしてもらわないといけない。流れるにはそういうふうにした方がいいと思う。まとめると言っても難しいのではないか。

○熊高委員長

まとめるということは、今大下委員言われたことも含めてやるということで、最終的にはYouTube配信をどうするかということになり、それには色々課題があるので、段階的ということになれば、今大下委員言われたことを徹底しながら、その委員会運営を慣れていくということも含めて段階的にやっていくことも併せてまとめて全員協議会に報告する内容の方向性をしっかり出していくということである。そのためのまとめという意味なので誤解のないようにお願いしたい。

10時5分まで休憩する。

休 憩 9:56

再 開 10:05

○熊高委員長

再開する。

いろいろ議論いただいた。今日で結論が出る課題でないの、先ほど山根委員言われたように段階的に、まず第一段階だと思っただきながら進めたいと思う。ただ目標としては全てのことが公開できるような形にするということである。

それは基本条例とか、市民の皆さんが要望したり、いろいろ全国的にもそういう流れがあるので、その辺の流れもあれば事務局の方で示していただきたい。

○國岡事務局次長

この資料はYouTube配信の資料であるが、一番向かう大きいところは、先ほど委員長からもあったように、議会の情報公開というところが全国的にも議会基本条例もあって、ますます市民の皆さんから求められるのと、充実しないといけないということが1点。

それと、先ほど休憩中の本音の協議調整という話があったが、片や一方では、議員間討議を進め公開し、議員がどのよう

に考えどのような討議をしているのかというのも、どんどん積極的に公開されたり、求められたりしている部分もあるので、今後についてはそういったところも考えながら、この内容についても協議を進めていただきたい。

○熊高委員長

一定のまとめをさせていただく。議会が情報公開に向けての第一歩であり、最終目標はそこにあるという認識のもとに、このYouTubeの配信ということに議論が入ったということである。

その中で、先ほど大下委員からもあったように、委員会のあり方そのものを、休憩中での議論を少なくしていくといった委員会の在り様も変えていく。委員長もやり方を統一化していくことも含めて、そういったところからまず入っていけばどうかという議論であったと思う。

一気にするのは、議員も委員会も、まだ十分な体制作りができていないので、そういったことを、各常任委員長が、一定の方向付けをしながら、試行錯誤して段階的に行うということで、ある程度時間を制約しながらやる必要があると思う。

そういったことも含めて、段階的と言いながら早急な取り組みをすることを、議員全体の中で意識してもらうことを言っていきたい。

議会の情報公開に向けて、段階的に委員会のあり方等を検討していくことのスタートにすることとしたいが、このまとめ方でよろしいか。

(よい)

YouTube配信については、それが整わないとできないので、その辺の目標も含めて技術的なことや機能、設備の問題とかあると思うので、そこらも含めて、もう少し深く詰める必要があるのでは。事務局で目標や、技術的なこととかも含め説明を求める。

○森岡事務局長

技術的なことは、既に議場でやっているので配信は可能。

ただ今日、協議した結果を最終的にまとめていただき、段階的という意見もあった。極力休憩を取らない運用の仕方も必要になってくる。

1週間前の議運もある。可能であれば第1回定例会の委員会から運用開始する方向で事務局は考えている。

○熊高委員長

その方向で、皆の意識が確定できれば次の定例会で行うということであった。その方向で全員協議会で諮るということであったが、議会運営委員会で方向性を確認できればそういった方向で段階的に、次の議会ということでもよろしいか。

(よい)

それでは、一番肝心なところを落とした報告になっていたが、次の議会に向けて準備をしていけるよう委員会のあり方等を確認しながら、やっていくということで取り組むことによるのか。

(よい)

お諮りする。

委員会の YouTube 配信については、議会の情報公開等を目的に早急にするという必要がある。段階的に、委員会の休憩のとり方、そういったものをしっかり研究しながら、次の定例会には委員会の YouTube 配信ができるよう向かってくといということにする。

暫時休憩する。

休 憩 10:13

再 開 10:13

○熊高委員長

再開する。

基本的な方向は今申し上げた通りであるが、細かいところとして、資料の裏面、発言について、現状のとおり着席したままにするか、起立するかということがある。委員会でも起立するというほうが分かりやすいと思うが如何か。

○山根委員

議場でも現状通りでもよいと思う。

すべて本会議と同様にすると、この前もあったが、市長が、委員が自分の意見も言われ、それを意見を言っただけで混乱ということか、本会議と委員会を同じ議場でやるため一緒になってしまい、委員が自分の意見をいえる場ということが、本会議と間違わないような体制をどういうふうにとればいいのか、委員長もそこをちょっと取り損ねてしっかり議事進行できなかったことがあった。

そのところを委員会は委員会、本会議は本会議としっかり仕分けができるよう執行部も委員も押さえながらやるようにしなければならないと思う。

○熊高委員長

運用の問題と物理的にどうするかが混同されやすいので、委員会は着席したまま本会議場でやるという意見であった。

それについて委員会と本会議との質疑や質問、意見とか仕分けを、改めて確認をする説明は事務局可能であるか。

○國岡事務局次長

本会議での質疑は3回までで、質疑において自己の意見を述べるできないとされている。

議題に対する疑義を問うものになっておち、昨年申し合わせで示させていただいた。

一方、委員会の方は、自由に質疑で疑義を問いただすだけでなく、自身の意見を自由に述べるができる。これが大きな

違いになっており、先程委員が言われたように、執行部の方も勘違いされたケースが委員会の進行の中であったので、この点について承知いただきたい。

あと質疑の回数も3回までという誤解されることがあったが、委員会は何回も続けてできる。

もう一つ混同される大きな点は、本会議の時は、質疑は3回までしかできないので、いろんな項目をしたい場合は、1回目の質疑で、3つでも4つでもかなり多くを言われる。

これに対し、委員会は質疑の回数制限はないので、1問1答で、一つずつやりとりするようになっているが、これも時々議員、市長を含めて執行部の方も運用について誤解が生じてしまう点があるので、この2つを承知いただきたい。

○熊高委員長

運用面で本会議と委員会の区別を確認いただいた。

これは、委員長が運用する場合に各委員が間違っていればそういう指摘をすとかいうことが必要だと思う。今のようなことを各議員も知っていただく必要があると思う。

どちらにしても本会議と差別化するために、現状通り座ったまま発言するという方がいいのか、今のようなことをしつかり踏まえた上で起立して発言するのがいいのかということをもう一度確認したい。

○大下委員

今、事務局が説明あったように、委員会は資料があり、資料を見て質疑する時立って見るのは見にくいというものもあると思う。何回でも質疑できるので、現状通り座ったままでもいいと思う。

○山本優委員

委員会では何回も発言できるため、その都度立ったり座ったりする時間的ロス、市長が言うように立ったり座ったりするロス。

座ったままの方が、手を挙げ委員長に発言の許可を求めるだけでやりやすいと思うので、委員会は着席のままでもいいと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

意見なしと認める。

意見をまとめる。これまで本会議場で委員会をやった通り着席したまま発言することよろしいか。

(よい)

なお、委員会と本会議が混同することについては、先ほど事務局の説明をまとめたものと、着席したままの発言とすることを全議員に周知することよろしいか。

(よい)

それと、最後の3中継の右側の対応案について、配信サービスはライブ配信と録画配信サービスであり、編集をしていない録画サービスは行わない。

現状の通りとすることよろしいか。

○山本優委員

現状の通りで良い。

○大下委員

一緒によい。

○熊高委員長

中継については現状の通りとするということであった。

お諮りする。

委員会のYouTube配信については、資料2に基づいて行うこととし、次の本会議に向けて準備をする。

内容については、さきほど確認した形で段階的に行うということであったが、とりわけ委員会のありようについて、各休憩のとり方等、少なくすることを中心に改善をしていきながら、定例会に向けて取り組むというふうなことが一つ。

次に、本会議場での発言については現状の通り着席したままで行う。なお、その発言等についても本会議と混同しないように各議員に周知をする。

中継は、現状通りとすることよろしいか。

(よい)

そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(3) 会議録の全文筆記及び公開について

○熊高委員長

会議録の全文筆記及び公開についてを議題とする。

この件については、先ほどのYouTube配信と合わせて、議会が一体となって取り組む方向で進めることとしていた。これまでの決定事項を再度確認し、全文筆記及び公開における課題点や対応について検討し、運用に向け協議してほしい。

事務局に資料の説明を求める。

○森岡事務局長

(資料より説明)

○國岡事務局次長

(速記原稿処理例について説明)

○熊高委員長

意見はないか。

確認をしながら行う。

資料3について、1番はよろしいか。

(よい)

2番の会議録の考え方はよろしいか。

(よい)

3番について、対応案がある。意見はないか。

1 番の事務量の増大について、対応は資料のとおりでよいと思う。

2 番、発言についての対応案は①②とある。これについて意見はないか。

○山根委員

発言の取り消し・訂正について、個人的なことを申し上げるが、12月の総務文教常任委員会における市長の冒頭挨拶の中での発言に、私が返したことが虚偽の発言であると抗議の文書が届いていることを知った。それが議長宛でないことについて、法的効果が生じないことが議員必携に書かれていると思っていたが。後で確認したら、議員必携には議長の代表権しか書いていなかった。公文書の宛名の件についてこれを虚偽だと言われているが、これを訂正させていただきたいと思っている。これは議員必携ではなく地方議会運営辞典であったが、議員必携が頭の中に残っていたためか出典元を間違えたもので、この訂正についてはどのようなようになるのか、今まさに発言の取り消し及び訂正について考えているところである。

この発言の訂正、本会議においては終わった後ではできないということなので、そのあとの救済措置について、対応策が2つあるが、今回は、委員会の中でのことであったが、どのような形でするのか実例が出たので、具体的に考えて頂きたいと思う。

○熊高委員長

対応策、事務局の見解について説明を求める。

○國岡事務局次長

まず①番の方であるが、法的には本会議においては議長の調整権で調整できるものには考えているが、要は本会議最終日の訂正や取り消しがあったときに、救済措置として設けるべきではないかといったものが、全国速記協会からの研修会の講義において問題提起がされていた。

同様に、委員会については閉会中に開催した時はその場だけの会議録になり、これが全文で公開されることになると、議員もであるが執行部についても同様となる。

それで、例えば①のであれば、本会議もしくは委員会終了後の何日かまでに申し出るとかいった規定を設けてはどうかといった考えがある。

それから②は、例えば議長もしくは委員長が認めただけでなく、本来の取り消し訂正は、議会もしくは委員会が認めるものであるので、個人で行わず議会運営委員会で報告した形で、議会なり全員委員会が認めた形の訂正の形を取ってみてはどうかということで、議会運営委員会では負担がかかるがそういったことで例示している。

例えば、本会議もしくは委員会終了した後の10日、1ヶ月

以内といった期間を定め申し出てもらう。

あとは、どういった申し出をすれば認められたことになるのか、この2点について協議、確認をお願いする。

○熊高委員長

2番の方の課題では、そういったことができないということであるが、対応策として①は救済措置を期間を定めて設ける、この期間をいつにするか決めることが必要になってくる。

また2番は、議会運営委員会に報告して了承を得るなど、議会または委員会としての、合意を了承した形を整える必要があるということである。

こういった形を、今後確認をして整えるかどうかの議論だと思ふ。

そういったことによって、山根委員の事例もどうなるかということだと思ふ。

このことについて、意見はないか。

○山本優委員

会期以外に発言の取り消しの申し出をした場合、その委員会や他の議員に対して周知はどうなるのか。記録の訂正だけで終わるのか。

委員会での発言を取り消すのであれば、その委員会の委員全員にも訂正の説明はしないといけないのではないかと思ふ。

議会なら議会でも、中での発言は議会の中で発言の訂正を皆に周知しないといけないと思うがど、その辺はどうなるのか。

○國岡事務局次長

本日は、①番と②番をどうするかという方向性を決めていただければ事務局がトータルの運用のルールを作らせていただく。まずはこの救済措置を設けるかどうかというこの2点について協議いただきたい。後日、実際の運用の素案を、会議録は来年度からの全文公開を考えているので、協議いただいた上で進めさせていただく。

○山本優委員

今まで会期終了後や、委員会終了後に発言の訂正の申し出は何回もあるのか。

○國岡事務局次長

今まではないが実際、既に会期が終了しているので、できないと話をしていた。

さらに、よく議員から問い合わせがあるのは、例えば一千百幾らという時に間違っ一千二百と言ったり。そういったのは簡単な言い換えなので直しているという相談を受けたり、社会福祉協議会が体育福祉協議会と言ってしまったとか。そういった簡単な名称の間違いは訂正したいができないというときは、早期処理例で直したと発言していた。

ただ、実際にあそこが直したいというのは、議員もだが実は執行部の方からも説明を誤ってしまったという相談もかなり受けていた。全文が公開になれば、一切そういった恣意的な修正

ができないので、その辺についてしっかり考えていただき、場合によって執行部については、あくまでも規定がなくて準用した形で運用になるのでじっくりと話をさせていただくことになると思う。

○熊高委員長

全文公開に向けての協議なので、具体的には資料4にあるように簡易な訂正はこれまでもできていたが、それ以上に山根委員が言われたことの取扱いをどうするかというときに対応策の1番2番というのを決めておかないと全く対応できないということなので、その検討ということで2つ対応策が書いてある。

○山本優委員

さきのYouTube配信でもそうであるが、議員、職員も発言には十分気をつけて発言するようにということで作った。やはり趣旨を変えることはできないように言葉を変えるだけで中身の趣旨は変えてはいけない。

発言して重要であれば大体すぐ分かるので、その場で申し出るのではないか。10日、1週間後に、間違えたということはあるのか。

○國岡事務局次長

実は、後から他の方の指摘で気づくケースが、訂正とか取り消しを求める場合は最も多い。

中には事務局が気づいて相談するケースもある。会議中にその場で本人が気づく、当日というのはかなり少ない。

○金行委員

今までもあったのは私も知っている。

その問題以外にもっと課題的なすべての問題の時にどうするかというのが今一番言われていることだと思うがそういうことではないのか。

○熊高委員長

今言われたことが今後どうするか、対応策がないので①②を設けようということである。細かい字句などについては、すでに自動的に修正できるようになっているので、その部分を新たに対応策として、事務局が提案している①②を設けるかどうかという議論である。

○大下委員

①の可能期間を定めることについて、仮に救済措置を設けるにあたり、議事録を作成するにあたってどのぐらいの期間内にしないといけないのか、事務局はつきりしておいた方がよいのではないか。

○國岡事務局次長

現状は、委員会の会議録は1月以内で作ることになっているので、それまでに申し出をしてもらい、それから議会運営委員会で協議とした場合に、概ね大体2週間以内には申し出ていただかないと厳しい状況である。

原文については、そのまま載せ、公開用について取消し・訂正のあった部分をなかったこととして反映するようになる。

本会議は、今年度から約2ヶ月間で作成するよう大幅に作成

期間を短くしている。

よって、本会議が終わり一月以内には申し出てもらわないと、かなりボリュームがあるのでそれ以上だと事務的に厳しい状況である。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

(なし)

それでは、①の方は今事務局からあったように、委員会は1ヶ月以内、本会議が2ヶ月以内のまとめであり、その範囲の中でやることとなるので、今回の委員会の会議録は2週間が最低限の期間であろう。①は、救済措置を設ける期間は2週間でもよろしいか。

(よい)

救済処置の期間は2週間でまとめさせていただく。

②の取扱いについて、この通りでよろしいか。

○山根委員

②については、気づいた方が議長か委員長に報告。議長か委員長が間に入って議運に報告することになるのか。

○國岡事務局次長

これにはいろんなパターンがあるので、また何パターンかお示ししようと思うが、裏面のとおり特に取消しするときは、不穏当な発言になるので、片方は認めても片方は認めないという厳しいパターンも想定されるので、そこについてはまた後日、いろんなパターンを見ながら慎重に考えてほしい。まずはそういった方向で進めるかどうか確認してほしい。

○熊高委員長

発言の取消しについては、採用案として①は期間を2週間、②は、このように取り扱い、運用については別段例示することとしたい。

3番の整文・修文については、案のとおりでよろしいか。

全体で何か意見はないか。

○山根委員

先ほど、具体的な例を挙げた。昨年の定例会のことで今回の全文筆記公開とは関わらないことなので、議長にまた相談させていただくこととし、皆にはこういうことがあったということでお知らせする。

○熊高委員長

委員会会議録のホームページでの公開について、全文筆記及び公開については、資料に基づき整理する。

資料3の3項目の委員会会議録の全文筆記及び公開に関する課題の中で、1と3はこのままで、2の対応等について、①の期間は2週間と提案したい。また②の方はこのように取り扱いをすることとし、具体的な運用については事務局で例示していくこととしたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議がなしと認め、そのよう決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

11時15分まで休憩とする。

休憩 11:02

再開 11:15

(4) ハラスメント研修受講報告書について

○熊高委員長

再開する。

ハラスメント研修受講報告書についてを議題とする。

この研修は、先週18日に実施し、現在皆から受講報告書を提出してもらっている。

本日は研修を受講した成果として、受講報告書の取り扱いについて並びに議会としてのまとめを行うかについてを検討いただきたい。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

ハラスメント研修受講報告書についての取扱いについて、最終的にまだ結果が出てない状態である。

本日の議会運営委員会で、取扱いについてと、議会としてのまとめを行うかについて決めていただきたい。

まず、受講報告書の取扱いについて、個々に報告書を出してもらっている状況である。出てきたものをホームページに公開するかがまず一つ。全議員の報告書をホームページに公開するかがまず一つ。公開しないとすれば議会としてのまとめが必要になる。

議会としてまとめてそれをホームページに公開していくかどうかの協議も必要となるのでよろしく願います。

○熊高委員長

意見はないか。

○山根委員

研修を受ける前から、受講者に対しては、ホームページ公開、個々の報告書も出すという説明であったと思う。

初めに説明を受けたように、全員のホームページ公開でよいと思う。

○熊高委員長

事務局の方で、開催前の確認ということがあったので、その辺についての確認をお願いしたい。

○國岡事務局次長

全員協議会で提示したのは、二つあり、一つが案として全員の報告書をホームページに掲載したらどうか、というのが政務活動費の報告書も、研修受講したら報告しているので、各議員皆の考え方や改善点のアピールになるのではというところである。

もう一つは、研修会の開催はホームページ等々でもずっと配

信し、以前の議会からの申し送りに対して、今議会として受講し何か方向性なり方針的なものを出してみたらどうかという提案であった。

ただそのときいろいろ意見があったので、本日の議会運営委員会で協議いただくものである。

○熊高委員長

山根委員が問うたのは、研修会前にそういう方向を示したのではということであった。

○森岡事務局長

先ほど申したように、提案をしたということで決まったというものを示したものではない。

○熊高委員長

他に意見はないか。

○山本優委員

これは前議会からの申し送りであった。そういう面から広報しっかりとされているということで、個々の意見載せてもいいと思う。

もう1点、議会としてのまとめとしても報告した方がよいと思う。

○山本優委員

個々の意見はホームページに載せる方向でいいと思う。

個々の部分はそういう対応でやって、議会は議会としての総まとめを載せたほうがいいと思う。

○山根委員

ハラスメント研修の講師からは、組織の対応についてしっかり考えていかないといけないというような発言もあった。政治倫理規程を改めて見るほか、個々のものは出して、全体としてさらにはその先の意見があればまとめるという形も必要ではないかと思う。

○熊高委員長

議会全体としてまとめる時に、倫理規程等に照らし合わせてまとめたらどうかという意見か。

(はい)

他に意見はないか。

(なし)

意見なしと認める。

まとめる。基本的には個人のまとめをホームページに掲載する。それから議会としてのまとめも必要ではないかということで、参考意見として委員から倫理規程等に基づいて議会のまとめをしたらどうかというようなご意見があったが、こういった方向でまとめるということでよろしいか。

(よい)。

お諮りする。

ハラスメント研修受講報告書については、ホームページ、広報もか。ホームページだけか事務局に確認を求める。

○森岡事務局長

議会だよりは、広報委員が既に考えているので、議会だよりは別で考えていただきたい。

○熊高委員長

ただ、ホームページで個人のを出して、議会だよりはどう出すかというのも含めて、流れとしたら確認しないといけない。

そのために議会運営委員会で確認している。一定の方向が出たら、議会だよりもそういう方向で出していただく必要があるのではないか。そこらも含めて、今後議会広報と協議をすることになると思う。

ハラスメント研修受講報告書については、当面ホームページに、個人のまとめ、そして議会としてのまとめを出していくということ。今確認した、議会だよりについては、議会広報特別委員会と協議をしながら、どういう形で出すかというのは広報委員会にゆだねながら、行っていくということにしたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(5) 議会におけるICTの推進について

○熊高委員長

議会におけるICTの推進についてを議題とする。

タブレットの導入やウェブ会議といった、ICT化の推進についてどのように進めていくか。今後どのように調査を進めていくか協議いただきたい。

事務局に説明を求める

○森岡事務局長

議会におけるICT推進について、以前から話が出ているタブレットの導入、さらには新型コロナウイルスの関係で、ウェブ会議が注目されてきている。

どちらも機器の導入が大前提であるが、その方向性について、どういった形で進めていくのが最善であるかを協議をしていただきたいと思っている。

議会運営委員会の中で進めていくか、或いは若干声が出ているが特別委員会を設置し進めていくかというところもある。

意見はないか。

○熊高委員長

○山本優委員

これからの時代タブレットは必須だと思う。導入については前向きに取り組んでいかないといけないと思う。

だが、タブレット導入について特別委員会を作るほどのものではないと思うが特別委員会は必要か。

タブレットの使用方法とか導入の仕方とか、何を特別委員会で協議するかである。特別委員会の設置が必要かどうか、私は必要ないのではと思う。

○熊高委員長

事務局でこの件に関して検討する内容について、具体的に説明ができるか。

○森岡事務局長

特別委員会が必要かどうかについては、議員の皆の総意で決めていただくものである。中身はやはりタブレットのみでなく、ICTの推進というところ総じての話になると思う。特別委員会を設置しての役割というのは。タブレット導入に向けての諸々の調査、それから執行部との連携というのがまず第1になってくるので、そういったところの調整とか、さらにはウェブ会議についても他市の状況を見ながら調査を進めていく必要性もある。そういったことが考えられる。そこらも加味しながら協議をお願いしたい。

○熊高委員長

局長が話したように、議会の方でどのように調査をするかということは議会で決めるが、決める前提としてどれだけの厚みのある調査になるかという意味で話を聞いた。タブレットの導入は当然のことで、ペーパーレスにも含まれてくるし、ウェブ会議といったのも新しい時代になっている。さらに委員会、本会議とかそういったものもコロナ禍の中で、ウェブ会議或いはリモート会議、そういったものも含まれてくる可能性もあるので、かなり広範囲の協議になると考えている。

そういった面からすると、特別委員会を設置してやるのはどうかという見通しの中で、そういう議論になるのかという気がたので、今事務局から説明してもらった。

その上で、今後どのように調査を進めていくか改めて意見をもとめる。

特別委員会というのは一つの話であり、総務委員会でも議運でやってもよい。その辺の見通しについてどのように考えているか意見を出してほしい。

議長の考えをお聞きしたいが意見はないか。

○宍戸議長

山本優委員からも話があったように、ICT関連の推進については、もう必然性があると思っている。

これをどういうふうに取り上げて、研究していくかということについては議論をしてもらう必要があるが、私の個人的な考え方からすれば、この件については詳しい人と詳しくない人といるので、若い人たちには詳しい人もいる。そういう人たちの意見を聞くという場を設けるためには、ある程度の組織があった方がまとめやすいのではと思っている。もしくは、必要であれば特別委員会を設置して調査研究をしていくという方向性である。

○熊高委員長

議長としての思いを聞いた。その上で意見はないか。

○山根委員

以前、広報委員会もタブレットを使ってやったことがある。

詳しい委員に教えてもらいながらやった。そうすると技術的なことは、小さいその委員会とかで教え合うなど、そういう形の方が進むと思う。大きいICTの流れとか、ウェブ会議、他市の状況を見ながらというのは、技術的なこととは別に議運なり、特別委員会まで開いてまではどうかというのはあるが、何に根拠をおいてやるかをもうちょっとはつきりしないと。漠然とICTと言っても予算がかかることである。動かし方についても執行部との中でのやりとりとなるので、まずは議運で受けておくのもあるのではと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○金行委員

ICTについて、分かる人と分からない人というが、議員の中の最低限度の共通というのを持ってやっていかないといけないことであるし、タブレットは今は常識な時代になっている。各市町村でも導入しても頭打ちになってるところをよく聞く。導入したが使用はあまりしていないところもある。そこらを考えて、勉強会というのをやった上での認識は必要だと思っている。

入れる業者によっては、かなり手とり足とり教えてくれるという情報は得ているが、今の時代考えややはりある程度スタートしていかないといけないのではと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

○大下委員

導入するにあたり、どちらにしても予算の関係もあるので執行部との協議がないといけないと思うので、導入するかしないかが先決ではないか。皆導入する方向で考えているのだろうが、とりあえずやる方向なら前向きに考えるべきだと思うのでそこらの協議をしてもらえれば。

○熊高委員長

議場の問題や、予算のこともあったが、ICT化に設備とか関係してくるところがあるのではと思う。そのあたりのイメージは事務局説明が可能か。

○森岡事務局長

タブレットを導入するにあたっては、インターネットに接続する端末が必要になるので、インターネットを経由してやるやり方がどうか。それからWi-Fiを介してやる方法もある。どちらが適切かということも考えていく必要がある。

事務局としては、ここの三階の議会棟をすべてWi-Fi環境に整えていく必要があることは考えている。

それぞれの機器についても、タブレットはWi-Fi接続ができる機種でそちらの方が安価であるので、そういった対応がよいのではという考えはある。

ただ、議場以外で使えないといったこともあり、そういったメリットデメリットも協議いただきながら選定していく必要がある。

あると思う。

ウェブ会議についても、タブレットがあればその第一段階はクリアできる。タブレットを介して会議ができるが、その会議の妥当性についてはまだ協議が必要であるので、そういったところも含めての話をさせていただく必要があると思っている。

議場については、今議場のシステム自体が老朽化して使い勝手が悪くなっている状況であるが、今のところは全てを改修するところまでは至っていない。協議が進んでいない。

そこらも合わせて協議が必要かというところもあると思う。

○児玉副委員長

ICTとなると非常に大きくなるので、タブレットの導入、そこだけ一点に絞って議運でやったらどうかと思う。

タブレットの導入に関して、反対はおそらくいないと思うので、目的も執行部の方に納得してもらいたいのであれば、本会議と委員会での資料配布はもう一切いらないと。タブレット端末で情報もらうということにして、目的を明確にそこ一点にして。

ウェブ会議は、おそらく導入する頃は半年か1年後ぐらいになると思うので、その頃のコロナの状況は想像がつかない。収まっていればまたウェブ会議が必要かどうかという議論になってくるだろうし、それは先の話にしておいて、とりあえず資料のいわゆるペーパーのやりとりをやめて効率化、コストを削減する、そういう目的を明確にした方が進めやすいと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

副委員長から具体的に進め方も含めた提案であったが、ICT化というのは大きな範囲が含まれてくるし、事務局も話したように設備の予算等がかなりかかるということで、当初から話をしていただいていたのは、ペーパーレス化のタブレット配布という話であったので、進め方として議運としてまずはペーパーレス化のタブレット配付をしながら、全体のICT化、或いは将来を見据えたウェブ化、会議化ということにつなげていくような形での議運としての当面のまとめ方がよいのかと聞かせていただいた。その方向で、皆に諮りながら意見を聞いていくということが適切かと皆の意見を聞いたが、そのように進めてよろしいか。

○山根委員

ペーパーレス化もあり進めることに賛成である。ただ、実践的に議場でタブレットの中に資料が入りページをめくるなど対応していく、さらに質問をちゃんとできるかというところの作業に慣れていくことが必要である。

皆が均一的にその作業をいうことができるかしっかりと押さえながらやっていただきたいという意見である。

○熊高委員長

言われるような心配も当然運用面で出てくると思うので、そういうことも踏まえながら、当面方向性をどうするか全員に示すことが当面のことになる。そうすれば特別委員会をどうするかということも少し見えてくるのではないかな。

それも含めて議運でも検討したけども、皆に諮る形がいいのか悪いのか。タブレット導入だけであれば、議運で当面やっていけばということにはなると思うが、その辺をここで決めて全議員に出すのか、皆さんの意見を聞きながら進めていくのか、次に繋がってる部分もあるので、その辺のことについて意見はないかな。

○山本優委員

先も言ったが、タブレット化については前向きに進めていくということで、今話も出ましたが特別委員会については、タブレットからICT化していくために、どういう課題があるのかそれをしっかりと抽出して、その課題を解決するために必要なら特別委員会を作ると。研修会で済む程度であれば、研修会を行う方法を考えればよいと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないかな。

(なし)

まとめる。議会におけるICTの推進について、当面タブレットの導入を図ることを先行させていく。

その後、全体のICT化を考えていくので、特別委員会云々は、またその次の時点で考えるという形で、皆に伝えるのはタブレットの導入、これをまず先行して今後の流れというのはまた皆の意見を聞くという形にしたいと思うがそれでよろしいかな。

当面タブレットということで話がまとまりそうであるが、議長は如何かな。

○宍戸議長

委員と副委員長が言われたが、やはり考え方としてはいろいろな面で、これからの時代の流れに沿った議会对応も必要であるので導入の仕方もいろいろあるのだと思うが、導入を考えてまたそれぞれ課題が出てくると思う。

委員言われたが、我々も慣れないといきなり使うことも難しいと思うし、むしろ本会議は混乱が起きることもあるかもしれないので、そういう色々な課題が出たときに特別委員会のような組織を設置して、この組織が中心に全員協議会を開いた時に説明し、報告し、また皆に意見を聞くような、その特別委員会が議員の意見を聞く場のまとめ役として進められたらどうかという思いである。

○熊高委員長

ちょっとわかりにくかった。

○宍戸議長

議運で中心にやり、そのようなことを、特別委員会の委員長

を中心に全員協議会で諮ったりするような組織にしたらどうかということである。

○熊高委員長

特別委員会を作るまでに議論がいつてなかった。

○宍戸議長

そういう議論は当然必要である。

当面は議運の皆で議論していただく。その中で課題が出たとき、さらに発展させるためには別組織を作ってその人達を中心に全員の皆さんとの協議の場を作っていけばということである。

○熊高委員長

それも視野に入れながら協議を進めていく、その方向を皆に示しておくということで、今の時点ではそこにとどめておくことでよろしいか。

今の議長の話の踏まえ、なにか意見はあるか。

ないようであればまとめさせていただく。

議会におけるICTの推進については、当面、議会運営委員会で、タブレットの導入、ペーパーレス化を進めていくということであるが、将来的にはICTとか全体の協議も必要になってくるので、その時にはまた協議をしながら、特別委員会等の設置も必要になるかもわからないということでもとめたいと思うがよろしいか。

○児玉副委員長

ターゲットにする期間があると思う。おそらく再来年の予算に入れるのでケツを決めておかないとなかなか難しくなるのだと思う。どの時点で入れるのか腹をくくっておかないと。来年度は無理なのだと思うが。

○森岡事務局長

来年度について、この後予算編成の話もあるが予定はしていない。ただし、途中で導入がすぐ必要だということに至れば、補正という可能性はある。そういった必要性も執行部とあわせての協議の結果となる。

○熊高委員長

その辺も含めて議運に任せていただくということになれば、スケジュールも含めて詳しく検討していくことにさせていただきたい。

スケジュールについて最後出たが、協議をしながら詰めていくということに、異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

なお、本日の決定事項は、次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

(6) その他

○熊高委員長

令和4年度予算編成に係る議会費の予算要求についてを議題

- とする。
- 暫時休憩する。
(資料を配布)
- 休憩 11:55
再開 11:55
- 熊高委員長 再開する。
事務局に説明を求める。
(資料より説明)
意見はないか。
議長が議運を通して予算要求するということになっているが、市長は議長が出した予算について査定の権限があるのか。
市長は、予算の編成権それから予算の提案権を持っている。
よって、市長は予算編成するにあたり予算編成方針をまず示して、その中でどういったことを重点的に予算を組むとか、さらには予算が不足が生じる可能性があるので、それぞれにシーリングをかけていく。事務的経費については議会も対象になっている。シーリング対象の中には新聞代や旅費、費用弁償も対象になってくる。
- 森岡事務局長
- 熊高委員長 ほか意見はないか。
(なし)
意見なしと認める。
予算について、説明の通り受けていくことでよろしいか。
(よい)
- 森岡事務局長 本日は、議運で説明したが最終的なリミットは1月31日である。そこに向けて、今日皆がこの予算要求をしたが査定額がこうなったので、これで仕方がないということであれば1月31日を待つ必要はないが、これでは不足だということであれば1月31日までに協議をしていく必要がある。
それとあわせて、事後に全員への報告、1月31日を過ぎての全員協となるので、1月31日までに皆さんに示す必要があるということがあれば、臨時の全員協なり連絡会なりという方法を月末までに取らせていただくことになる。
そういった話もお願いしたい。
- 熊高委員長 補足の説明であった。
なにか意見はないか。
暫時休憩する。
- 休憩 12:12
再開 12:13
- 熊高委員長 再開する。
予算の内容についてももう少し疑義があるようですから、それについて意見を伺いたい。

○山根委員

シーリングの結果、基準額が1,657万2千円だったのが、査定後の予算額1,427万5千円が今の段階での最終予算になるのか。

○藤井係長

シーリング基準額が77万3千円、一律に必要な経費から差し引いて落とすということで、1,657万1千円が議会費の目標の額であった。それに対して当初要求額が予算を当初に編成した額が1,685万7千円であった。

あと27万6千円減額しなければいけなかったが、全庁に自動音声認識システムを導入することで、その分オーバーしてもしようがないということで予算査定は1,684万7千円ではじめて、査定後の予算額は1,427万5千円である。

○國岡事務局次長

(補足説明)

○山根委員

今回減額になったのが、議長の旅費、新聞3紙。576万これは議会としての先進地視察なのか、このちょうど政務活動費のところは576万で同じなので、このところ説明を求める。

○森岡事務局長

議会調査事業費の576万は、政務活動費のみの金額である。先進地視察の経費はすべて減額して0になっている。

補足であるが、新聞代は1月20日の最終査定の際に、中国新聞1紙だけは取らせてもらうよう要求し、取ることは可能ということで1紙のみの計上になっている。

○山根委員

政務活動費ということは、月3万の活動費がなくなるのか。

○森岡事務局長

月3万円の政務活動費は認められた。

ただ、各常任委員会の先進地視察の経費、旅費については全額カット0という結果になった。

○山根委員

シーリングは何のためにあったのか。シーリングに向けて削減をしていったその中で、さらに議会の費用を削っていくところが見られるので、これについては今コロナで先進地視察等は動けない状況であるが、今後についてしっかりとした目的を持って委員会として先進地の視察を行うのであれば、しっかりと認めていただきたい予算である。

そういうところを求めていく必要は今後に向けてもあると思うが、そこについて皆どのように考えているのかと思ひ意見を言わしていただいた。

○熊高委員長

先ほど事務局の説明は、簡単に、必要があればまた補正予算等でということだったので、それ以上、きちっと今の時点で当初予算に委員会視察等も計上することが必要であるならば議運で取り決めをして、対等の立場でやるということなので、それをどうしてもしたいのであれば、議運で決定事項としてやるしかないと思う。あえてそこまで必要かどうかという議論をしていただければ。

○山根委員

先ほども上がっていたICT化、これについては先進事例たくさんあると思うが、本市としても動いていくのであれば将来的じゃなく本当に直近の中で視察等が必要になると思う。

財政的に厳しい状況は分かるが、コロナ等いろんな要因によって行けなかったらその時に落とせばよいので、まずは将来的にICT化タブレット、ウェブ会議等は動かしていくという議会としての意識は先ほどまとまったと思うので、その視察・先行事例研究の予算については、今の段階で上げるべきと思う。

○熊高委員長

先ほどからの議論で言うと、まだ、細かいところの方向も決まってないので、そういった情報が必要なきには補正予算でも要望していくことは可能だという議論をした。今の時点で確定しないものを1月31日までに積み上げるのは事務局としても難しいと思う。そういった方向で確認した方がよいと思うが、それでもあえて議運でやることに皆で決定いただければそういう形にして、事務局がその取り組みをすることになる。

そういった状況を、委員の意見に対して皆さんどのようにお考えか意見はないか。

○大下委員

委員の言われた部分に関しては、タブレットもまだ決定していないから要求はちょっと難しいと思う。要求するのであれば、特別委員会を作るかどうかということであるから、今からの協議なので今はいいのではないか。

○金行委員

今のままでいいと思う。と言ってもやはり今まで委員会で行ってたのが、メリットがなかったと言われたとのことであるが、我々はあったと思っていたが。それなりの必要性が今度は補正でやってあげるといふ条件が出ているのだから、それに向けてやる意識は持っておいて、全部言ったら否定されている状態なので、次の補正に向け理解を得ていく必要があると思う。

○児玉副委員長

議会が予算を要求して、補正予算の要求の手続きはどうなるのか。

○森岡事務局長

補正予算の要求は、定例会の1ヶ月前ぐらいであるが、財政課の方から補正予算要求があれば期日までに要求するよう指示がある。それにもとづき各部署が補正予算を計上して期限までに要求をしていく。

議会の場合は、補正予算が必要と生じたときに議運を開いたり、流れとしては全員協で承認をとるなどし、補正予算を要求するという流れになる。

○大下委員

もう議会からとしての予算を提示しているわけである。

議長も必要として認めて提案してあるのを全く削減してあるから、簡単に補正予算が認められるかというのがちょっと疑問に思うが。

○熊高委員長 視察した成果がないと言われたとのことであるが、具体的にどこ部分がないと言われたのか。具体的に納得するようなものがあつたのか。

○森岡事務局長 過去5年間のそれぞれの3常任委員会の先進地視察をしたところ、それぞれの経費、年度ごとの視察報告書を事前提出して目を通してもらったが、その報告書の中の7割は駄目ですと。行かなくても分かることが書いてあると。

中身を見ても何を学んだのか分からないというのが7割。インターネットで調べれば分かることが2割書いてある。という評価であつた。

○熊高委員長 補正予算を要求するのに補正予算の要求の仕方があるのだと思う。だからあえてどこ部分を評価しないのか、しているのかということ踏まえた上で、補正予算の作成に取りかかる必要があると思うので、そこは今後補正予算を要求することになれば、ポイントをしっかりと押さえる必要があると思うので、またその時にしっかりと予習をすればよい。

ほかに意見はないか。

(なし)

意見なしと認める。

令和4年度の予算編成についていろいろ議論いただいた。事務局が説明した参考資料に基づいて聞いた通り確認したということよろしいか。

(よい)

それでは、確認したことを次回の全員協議会に報告したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

全員に周知するのが2月20日の全員協議会になるので、1月31日の予算編成のリミットをオーバーするので事前に皆に周知するかということもあるが、これは書面で皆さんに周知するというので、意見があれば伺うことにするのか、或いは臨時の全員協議会を招集していただき1月31日までに確認することになるのか。そのあたりどのように取り扱うべきか。

○児玉副委員長 ささきほど議会予算のところ、議長が議会運営委員会に対して新年度予算要求の内容について諮問するとあつた。

そして議運は、新年度予算要求の内容を協議し議長に答申をするわけである。答申をすればよいのではないか。

○熊高委員長 それを全員に周知するのをどうするかである。

○児玉副委員長 次は議長判断になるのだと思う。

○熊高委員長 全員への周知徹底については、議長が判断されるべきと参考

資料に書いてあるので、議運としてはこの予算書を確認したと
いうことで終わりたいと思う。議長の方に答申されたものを報
告する形とさせていただきたい。それでよろしいか。

(よい)

3、その他

- 熊高委員長 その他の項に入る。
 委員外議員への資料配布についてを議題とする。
 事務局に説明を求める。
- 森岡事務局長 (資料より説明)
- 熊高委員長 意見はないか。
 (なし)
 お諮りする。
 委員外議員への資料配置については、事務局説明の通りどす
ることに、異議はないか。
 (異議なし)
 異議なしと認め、そのように決定する。
 そのほかに皆さんからないか。
 暫時休憩する。
- 休憩 12:36 (市長からの文書の写しを配布)
- 再開 12:37
- 熊高委員長 再開する。
 議長からその他のことで発言がある。
- 宍戸議長 今配付したのは、1月17日付で市長より議長の方へ、総務文
教常任委員会における委員長の虚偽発言について、という公文
書が来た。
 さきほど山根委員長から話があった通りである。このこと
については議長の方で対応していくことで私は考えている。
 こういう文書が来たことを知っておいていただきたい。
- 熊高委員長 意見はないか。
 (なし)
 意見なしと認める。
 議長からの報告事項であった。
 ほかはないか。
 暫時休憩する。
- 休憩 12:38 (議長報告)
- 再開 12:56
- 熊高委員長 再開する。
 その他の項を終了する。
 以上で、本日の議事は全て終了した。
 これをもって議会運営委員会を終了する。

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長